

地下の正倉院展 木簡を科学する 第Ⅱ期展示木簡

第一期 一〇月一八日(土)―一〇月三十一日(金)

第二期 十一月一日(土)―十一月六日(日)

第三期 十二月一八日(火)―一月三〇日(日)

※木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、報告書の本文を改めている場合があります。

木簡と探査

4 東方官衛大土坑出土の木簡4―アユのなれずしの付札

(四四〇次、SK一九一八九出土。『平城宮発掘調査出土木簡概報』三九―一五頁下。以下、城二九―一五頁下のように略す)

年魚鮓

長さ九二mm・幅二六mm・厚さ五mm ○三三型式

『年魚』の鮓の付札。古代のスシ(鮓・鮓)は、現在の滋賀県名産の鮓すしのような^{すし}なれずし^{つけだ}の類である。

右辺の切り込みより上が欠失しており、表面に若干の傷もあるが、四周とも丁寧に削り調整されており、文字も細く美しい筆跡である。4のような、小型で丁寧に作り込まれ、物品名のみを端正な文字で記す付札は、天皇の食膳に供される贅に付けられているものと考えられる。同様の付札にはⅠ期展示31の「鮓貝鮓」の付札のように下端を失らせた〇五一型式のものが多いが、4のように切り込みを有するものもある。

5 東方官衛大土坑出土の木簡5―カツオの付札

(四四〇次、SK一九一八九出土。城四二―一〇頁下)

鹿堅魚、盛三連

長さ一三二mm・幅二六mm・厚さ三mm ○三三型式

「鹿堅魚」の付札。全体的に丁寧な仕上がりの完形品で、切り込みは左右とも綺麗な三角形をしている。ただ、よく見ると上下の位置はわずかにずれている。上端の調整具合が若干右肩下がりのものも愛敬か。

「鹿(荒)堅魚はカツオの加工品。古代のカツオ関連の荷札・付札には他に「堅魚」「煮堅魚」「生堅魚」などが見えるが、それぞれどのような食品であったかについては諸説ある。一般に、「堅魚」と「鹿(荒)堅魚」は同じものと解されており、今日の鰹節の原型と説かれることが多いが、茹でたり燻製にしたりといった工程を伴わない干物の類とみる説もある。その場合は、カツオの大きさからして、一尾まるごとの状態ではなく楚割などに近いものであろう(「煮堅魚」の荷札であるⅢ期展示21解説も参照)。

5は、柾目材の木簡でもある。柾目材は木目が邪魔して読みにくいことが多い。特に5は墨痕が薄く、肉眼ではほとんど読めない。しかし、赤外線装置を使うとはっきり読めるようになる。墨は赤外線を吸収するため、文字(＝墨)のある部分だけが黒く

強調されて見えるようになるためである。赤外線観察による解説も、「木簡を科学する」一端と言える。

6 東方官衛大土坑出土の木簡6—銭千文の付札2

(四四〇次、SK一九一八九出土。城四二一九頁上)

(表) 〇一千文 神護景雲四年九月

(裏) 〇貫仕丁佐伯馬養

長さ九二mm・幅一六mm・厚さ二mm 〇一型式

銭千文に付けられた付札。神護景雲四年は七七〇年で、八月に称徳天皇が崩御した年に当たる。その後、光仁天皇の即位にともない、十月に宝龜元年に改元した。

この大土坑SK一九一八九からは、同じような銭の付札が多く見つかった。今回はそれらを各期とも一点ずつ出品する(I期展示3、III期展示9)。I期展示3の付札は6と同じく「神護景雲四年九月」の年紀を有する。「鑄手」が「貫」を担当した例があることから(III期展示9)、鑄銭工人在身の鑄た銭を千文単位にまとめて上納する際に付けられたものであろう。6は上端が丸みを帯びて削り整えられているのが特徴。上端の孔は、文字の上から穿たれているのが認められる。

木簡を観察する

12 板目材の木簡3—鯛を請求する文書

(三二次、SD三四一〇・SD一二五〇出土。『平城宮本簡』三三三三五。以下、宮三三三三五のように略す)

人給所請 鯛肆拾隻 海藻湯料 四月十五日巨勢部諸成

長さ二二五mm・幅二六mm・厚さ二mm 〇一型式

人給所^{にんぎやう}が鯛^{いわし}四〇匹を請求した木簡。海藻湯料と書かれているので、鯛はワカメスーブのだしに使用されたものであろう。「人給」は、供御に対応する言葉で、上位者からの給物を意味し、「人給所」は、食料などを役人に支給する部署。この木簡が出土した東面大垣内側の基幹排水路SD三四一〇と南面外濠・二条大路北側溝SD一二五〇の合流点付近から、奈良時代末期宝龜元年の年紀をもつ木簡がまとまって出土している。「主工署」など東宮坊関係の木簡や墨書土器が多くみられ、主工署に属する「轉轅所」が鯛六隻を請求した木簡も知られる(宮三三三三三)。

13 板目材の木簡4—宣命体の習書木簡2

(三二次、SD三四一〇・SD一二五〇出土。宮三三三五六)

訴苦^{すく}在^あ年^{とし}逃^に天^{てん}□夜壹時^{〔畫カ〕}年^{とし}不怠^{ふたい}而^{しか}大^{だい}尔^に念訴^{ねんそ}□
而^{しか}上下^{じやうげ}乃^{すなは}諸々^{しよしよ}尊人^{そんじん}及^{かつ}小子^{こし}等^ら至^{いた}流麻^{りゅうま}「諸々乃」^{〔諸々乃〕}天地^{てんち}乃^{すなは}慈^じ□

長さ二七七mm・幅三三mm・厚さ八mm 〇一型式

「宣命小書体」と呼ばれる表記法により、文章が記された木簡。小さく右に書かれているのは、日本語の助詞や助動詞、接尾辞などの付属語で、これによつて日本語をそのまま読むように表記されている。この小書きされた文字は、漢字の音だけを借りる万葉仮名で、「年」は「む」、「天」は「て」、「尔」は「に」などと読む。例えば「逃天」は、漢字の意味を利用した「逃げる」と「天(て)」を組み合わせて「逃げて」と読める。小書きにする各文字のはたらかの違ひがはっきりするが、大きな区別しないこともある。ただ、何かを切々と訴えているような雰囲気は伝わるが、詳しい内容はわからない。冒頭部分の例にとつても、「訴へ苦しむことあらむ」と漢字の並びの通りに読むのか、「苦しむことあらむと訴ふ」と返るべきなのか、判断が難しい。

なお、13と同一遺構から出土した木簡のなかに、同じように宣命体で文章を記すものがある（1期展示11）。また、こく一部（天地（乃）慈）だが、共通する文言も認められる。

18 柁目板の木簡3—造東大寺司の工人の呼び出しに関わる文書の断片

（三次、SD四九五—宮三二六六）

〔表〕可召造東大寺司

□□

（裏）

□

長さ（二一四）mm・幅一六mm・厚さ二mm ○一九型式

「召文」と呼ばれる、個人を召喚するための文書木簡。呼び出されているのは「造東大寺司」に属する工人とみられる。表面二文字目は見慣れない字体だが「召」の異体字で、奈良時代にはこのように書かれることが多かった。

造東大寺司は、天平二十年（七四八）に設置された役所。東大寺の造営を主要任務とするが、それのみでなく、管下に写経所・造仏所・木工所・鋳所などの部門を抱え、広く仏教関連の事業を行っていた。そのため、多いときには六〇〇人を越える人員を擁していたという。東大寺正倉院に残されたいわゆる正倉院文書は、この造東大寺司写経所に関わる文書を主体とする文書群である。

19 柁目材の木簡4—続勞銭（勤務実績を続けるために納める銭）の付札

（三次補足、SD四一〇〇・宮六一九五九）

〔表〕位子山辺君忍熊資錢五百文

〔瓶力〕

神龜五年九月七日 〔勘〕原東人

長さ一六一mm・幅二〇mm・厚さ四mm ○二三型式

いしやまのべのきみおしくま
位置山辺君忍熊の資錢の付札。資錢は続勞銭とも言い、特定の官職に就いていない者がその年の勤務評定を受ける資格を得るため、官司に勤務する代わりに納めた銭のこと。また、その制度そのものを指す場合もある。位子は六位から八位までの官人の嫡子。瓶原東人は銭を収納した式部省官人。神龜五年は七二八年。

板目材と柁目材

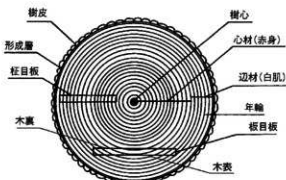


図44 樹幹横断面（『発掘調査の手引き』（文化庁、2010）より）

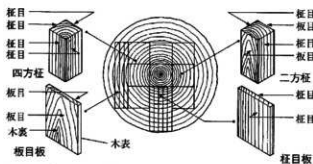


図45 木取りの方法（『発掘調査の手引き』（文化庁、2010）より）

ヒノキの木簡2―丹波国から納められた白米の荷札

(九一次、整地土下層出土、宮七―一三〇七)

〔国力〕
〔表〕丹波□

〔負〕千部カ

□里□□□□年一俵

〔裏〕
和銅三年四月廿三日

納白米五斗

長さ二四〇・幅一九〇・厚さ四〇 〇三三型式

丹波国(今の京都府中部と兵庫県東北部)から納められた白米五斗の荷札。郡・里を記した部分は表面が剥がれてしまっているが、近くから見つかった二点の木簡(宮七―一三〇六・一三〇八)はともに水上郡有負里(今の水上郡石生と柏原町を含む地域)からのもので、23も「里」の上の字は「負」と考えて矛盾はない。これらは貢進者は異なるが、地名+貢進者名+納白米五斗+年月日、という書式は共通している。また、23と宮七―一三〇六は月日が四月廿三日で同一、23と宮七―一三〇八は年が和銅三年で同じである。これらは同じサトから同じ和銅三年四月廿三日付けて納められた荷札の可能性がある。

スギの木簡2―隠岐国から納められたワカメの荷札

(九一次、整地土下層出土、宮七―一三二一)

海部郡前里
阿曇部都祢 軍布廿斤

長さ一九一・幅三四・厚さ七 〇三二型式

「軍布」(ワカメ)の荷札。「メ」を「軍布」と表記する事例は隠岐国(今の島根県隠岐の島)の荷札に圧倒的に多く、26も例外ではないであろう。『和名類聚抄』によると隠岐国に「前里」に对应する郷名はみえないが、あるいは佐作郷にあたるか。阿曇部

都祢は貢進者名。

年紀は書かれていないが、国一郡一里の行政組織(里制)からみて、霊龜三年(養老元年、七二七)以前の木簡の可能性が高い(「里」は、七二七年以降は「郷」となる。ただし、郷制下でも「里」字が用いられた事例もある)。八世紀初頭の木簡であれば、数量の「廿斤」は大斤と考えられ、今の約一三・五kgにあたる。

広葉樹の木簡2―筑後国から納められたアユの荷札

(二次北、S D三〇三五出土、宮二―三八八)

〔表〕筑後国生葉郡煮塩年魚伍斗
〔裏〕靈龜二年〔上カ〕
□

長さ一六九・幅一九〇・厚さ四〇 〇三二型式

筑後国生葉郡(今の福岡県うきは市付近)からの「煮塩年魚」(塩で煮て加工したアユ)の荷札。霊龜二年は七二六年。

西海道諸国の調庸は大宰府に一括して納められ、一部が平城京に搬送されたと考えられているが、それらの荷札には広葉樹を材とするものが多い(Ⅰ期展示28・Ⅲ期展示30参照)。ただし、大宰府跡から出土する(Ⅱ管内諸国から大宰府に送られた)荷札は、他の地域と同じくほとんどがヒノキやスギであるという。すると、都に進上する木簡のみ、大宰府であえて広葉樹を選んで作製し、付け替えていた可能性が高くなる。その理由は詳らかでないが、可能性の一つとして、楷書の文字を細かく端正に記すために木質の堅い広葉樹が好まれたのではないかと、という指摘がある。29も広葉樹を材としており、墨痕が薄くやや読みにくい、特に表面の文字は美しく整った楷書と言えよう。またここから、税目は明記されないが(費とみるべきか)、29も大宰府で付け直された荷札の可能性が考えられる。

木簡を保存する

表面に記される貢納量に使われている「伍」(Ⅱ五)は、大字と呼ばれるもの。主に正式な公文書などで使用される画数の多い漢数字(壹、貳、參、肆……など)で、荷札の記載で用いられることはあまり多くない。表面の一番下の文字は、「上」であれば煮塩年魚の品質を示すものか。上端の切り込みは左右ともきれいな三角形で、四周の削りも実に丁寧。優美な佇まいの木簡。

33 PEG含浸法+FDで保存処理された木簡3—瓜の分配に関わる木簡

(三次、SK八二〇出土。宮一四六〇)

秦人君瓜十顆

長さ(一二)mm・幅一四mm・厚さ二mm ○一九型式

人名「秦人君」と、「瓜十顆」(顆は、現在の「個」のような使い方をされる助数詞)とのみ書かれた木簡。何とも舌足らずに感じられるが、下端は折れているものの「顆」の下には充分に余白があり、また裏面にも文字はなく、記載内容は完結しているものと思われる。

33が出土した平城宮内裏北外郭官衙地区のゴミ捨て土坑SK八二〇からは、「西宮」という宮殿の警固を担当する兵衛(兵士)に関わる木簡が多数出土している。また、ウリは水分補給用として兵士によく支給された食物のため、「秦人君」は兵衛で、彼に支給した物品および個数を記録した文書木簡と解釈することも可能であろう。ただ、記録簡であれば複数人への支給記録がまとめて記載されていてもよさそうである。あるいは、倉庫の中で支給対象者ごとに物品を分けておき、そこに付けておいた付札の可能性もあるだろうか。

文字は鮮明で非常に読みやすい。33の場合は元々墨痕が濃いが、

34 PEG含浸法+FDで保存処理された木簡4

—資人の身分移動に関する記録の題籤軸

(三次補足、SD四一〇〇出土。宮四一三七六〇)

資人放出

長さ(二四)mm・幅三三mm・厚さ五mm ○六一型式

式部省の勤務評定木簡とともに見つかった題籤軸(見出し付きの文書の軸)。軸の途中で折れている。軸部も板状のまま、加工は比較的粗い。資人は貴族に国から付けられる従者。「放出」は、本主(資人が配属された貴族)が死去した場合など、資人の身分を失うことを指すか。

39 HA含浸法で保存処理された木簡3—日ごとの物品の支給記録(?)

(三次補足、SD四一〇〇出土。宮四一四六三三)

(表) 〇十二月九日二升今

〔別カ〕

(裏) 〇十二月十日式升 宮万呂

長さ一五四mm・幅三八mm・厚さ四mm ○一一型式

米・酒等の数量を記したもので、上端の孔に紐を通し、容器に

括りつけて使用したものか。表裏は別筆とみられる。

男性名に広く使われたマロは、「麻呂」「万呂」「末呂」「萬侶」などさまざまに書かれる。しいていえば「麻呂」がフオーマル、「万呂」が日常用で、両者は混用される。また、「万呂」や「末呂」の場合、決まりきった二文字目の「呂」は、きわめて簡略に書いたり、39のように記号的に書いたりすることが多い。中には全く書かないこともある。

H A含浸法で保存処理された木簡は、木本来の風合いに近い自然な仕上がりになりやすい一方、処理後の木質が若干硬くなるという傾向もある。

40 H A含浸法で保存処理された木簡4—中蔵に収める銭と施の付札

(二次補足、S D四一〇〇出土、宮四一四六七七)

(表)中蔵銭并絶 (裏)銭并絶

中蔵

長さ四四・幅二三・厚さ三・〇三二型式

五cmに満たない、非常に小さな付札。今年の展示品の中では最も短い木簡となっている。ちなみに、当資料館の今年の夏期企画展「平城京ビツクリはくらんかい—奈良の都のナンバーワン—」で「いちばん短い木簡」として出品した木簡は葉草に付けられた付札二点(細辛)「附子」(ともに城一九一七頁下)で、いずれも二・八cmしかない。

その小ささにも関わらず、表裏とも「銭」「施」と二つの物品名が記されている。施は「悪し(き)絹」の意味で、やや目が粗い絹とされる。ただし、東大寺正倉院に伝来した実物を参照すると、それほど品質が異なる様子は認められないという。「中蔵」は銭と施が収納された蔵を指すが、詳細は不明。

45 H A含浸法+FDで保存処理された木簡3—人名を列記する横材木簡

(二次補足、S D四一〇〇出土、宮四一四一八六)

□ 上 位 神
□ 上 大 内 親 部
□ 上 大 内 親 部
□ 上 大 内 親 部
□ 上 大 内 親 部

長さ(二三・〇)・幅(四二)・厚さ六・〇八一型式

人名が列記された帳簿状の木簡とみられる。「秦」や「刑部」はウジ名で、その上の「上」「上」は位階の上下であらう。「内親」は天皇の娘や姉妹を指す「内親王」の一部。元の材のごく一部が残存しているにすぎず、記載内容の詳細はわからない。下端には焦げ跡も認められるから、使用後に裁断され火にくべられたものが、偶然一部のみ残ったのかもしれない。

45の最大の特徴は、木目と垂直の方向に文字が記されること。このような木簡を「横材木簡」と呼んでいる。多くの事柄を書き連ねる帳簿などによく見られる材の用い方で、必然的に横長の材が多くなる(1期展示1は例外的に縦長の横材木簡)。研究上のルールとして、木簡の釈文は木目方向を基準に書き起こされるため、横材木簡の釈文は文字を九〇度回転させて組む。

46 H A含浸法+FDで保存処理された木簡4

—常勤役人の勤務評定書類のうち未処理分の付札
(二五五五、S D二一六四〇出土、宮六一九八八七)

(表)神亀二年諸司 上長 (裏)末了 考文

長さ(三三・三)・幅(二四・三)・厚さ一・〇三二型式

神亀二年諸司長上の勤務評定原案につけられた付札。神亀二年は七二五年。

「上長」は「長上」の誤記で、長上・官（常勤の役人。勤務評定の前提として年間二四〇日の勤務が必要であった）の意味である。「考文」は、役所が所属する役人の毎年の勤務成績をまとめて報告する文書。中央官司の長上官の考文は、令や「弘仁式」「延喜式」の規定では、十月一日に太政官（弁官）に送るよう命じられている。「末了」は未了の意味と思われる、作業中の考文を一時保管する際に付けられた付札であろうか。

上端の切り込みは紐をかけて文書に括りつけるためのものだが、よく見ると左右で位置や形状が若干異なる。また、裏面には刃物が深く入りすぎた痕跡も認められる。比較的作りが粗い木簡といえるが、このような加工痕跡は、展示会場で実物の木簡に接してこそ楽しめるポイントと言える。

木簡と動植物

50 「鹿」と記された木簡2—内臓付きの鹿肉の付札

（二二次、S D三四一〇・S D一二五〇出土。宮三―三五六五）

鹿宛 在五蔵

内臓付きの鹿宛（鹿肉）の付札。最小の木簡の一つだが、丁寧に加工され、たいへん精巧につくられている。

木簡にみえる肉には、鹿・猪・雉などがある。食用に供する肉の木簡が多いが、この木簡の場合は、特別な作りからみて、大学寮で行われた儒教のまつり、釈奠の犠牲獣として捧げられたものの付札であろう。

53 「鮓」と記された木簡2—フナとアユの進上状

（三九次、S D四九五二出土。宮三―二八六六）

（表）進出 煮汗鮓十二口 右二種物進納
鮓十五口

（裏）
□□□□□□□□□□
[万呂カ]
□□□□□□□□三日附仕丁吾□

令史

長さ二九四mm・幅四六mm・厚さ五mm ○一型式

「進出」はすすみいだす。「煮汗」は煮干か。続く文字は「鮓」と読んできたが、煮汗鮓では意味が通じない。この文字の旁は「年」と読み取ることができるので、類例はないが、魚偏に年で年魚、すなわちアユのことと考えるべきであろう。

「進出」から「煮汗」「鮓」まで、数量の「十二口」「十五口」では書きぶりが異なり、あらかじめ品目までが記された木簡に、品目以下を書き加えたのであろう。裏面の「三」は、はじめ「二」と書き、第一画を加えて三としている。墨痕は鮮やかであるにもかかわらず、釈読は難しい。

56 「瓜」と記された木簡2—意保御田からの瓜の進上状

（一九七次、S D五一〇〇出土。城二―一頁上）

（表）従意保御田進上瓜一駄 負瓜員百十六果
又一荷納瓜員八十果

（裏）合百九十六果 丁□伎 天平八年七月十五日国足

長さ一七三mm・幅二五mm・厚さ三mm ○一型式

意保御田（大和国十市郡飯富郷。今の奈良県田原本町付近）か

ら瓜を進上した際の進上状。天平八年（七三六）七月中旬から八月初頭まで、連日のように瓜を進上している。皇后宮を守る衛府の兵士に、水分補給用に支給するためのものであろう。

「駄」と記すので、馬一匹に載せてきたのであろう。「負瓜」は馬に載せられた瓜と考えられる。一方、「又一荷納瓜」は、馬に載せられた瓜とは別に荷造りされた瓜である。馬子などとして随行した輸送担当者が瓜八〇個を担いで運んだのであろう。

なお、馬で運ぶ瓜の数は一〇〇〜二〇〇個の間で幅があり、荷とされる瓜も七〇〜一四〇個と幅が広い。瓜の大きさによるのだろう。

サメの楚割の木簡2―三河湾三島から納められた贊の荷札2

（一九七次、S D五一〇〇出土、城三一〇頁下）

長さ二五八mm・幅一八mm・厚さ四mm ○二一型式

参河国播豆郡篠嶋（今の愛知県南知多町篠島）から御贊として届けられた佐米の楚割（サメの干物）の荷札。「佐米」は、「佐」を「サ」、「米」を「メ」という音にあてた万葉仮名で書かれている。これに対し、「鯨」と書いた木簡もある（城三〇―九頁下）。

この木簡は、海民集団の海部が月単位で貢進する書式をとる。おおむね篠嶋が奇数月、折嶋が偶数月を担当した。第三の島として、比莫（日間賀）嶋が分担することもあった。六斤は、約四kg。播豆郡三島のこの書式の贊の荷札には、原則として年紀は書かれぬ。なお、贊の荷札は、平城宮内でも天皇・皇后クラスの人物に関わる場所からしか出土しない。宮外の新条大路上と旧長屋王邸内の土坑SK五〇七四から三河湾諸島の贊の荷札が出土したことは、旧長屋王邸に皇后宮が置かれたと推定する重要な手がかりとなった。

もつと!! 木簡を科学する

63 実物木簡と3Dプリンター出力品3―内裏に参入する舎人のリスト

（一五五次、S D一二五〇出土、宮六一〇二七）

（表）内参入舎人、阿曇千嶋

、丹比足角

（裏）大伴廣国、品達国前

君子百依 海小□

長さ一五四mm・幅三〇mm・厚さ五mm ○一型式

内裏に参入する舎人（ここでは天皇の身の回り雑用を担当する従者である内舎人のことか）の名を書き連ねた歴名（人名リスト）。「阿曇千嶋」「丹比足角」「大伴廣国」の上に打たれている「、」は合点（何らかの意味でチェックしたことを示す印）と考えられる。あるいは、実際に参入したのがこの三名のみであることを意味するのだろうか。

表面の下から上に向かって、剥ぎ取るように傷が入っている。偶然とはいえ、木簡としては珍しいほどの立体感をもつ形状であり、3D計測および出力プリンターの真価が発揮される木簡と言えるかもしれない。

64 実物木簡と3Dプリンター出力品4

―長屋王邸に届けられた白米の荷札

（一九三三E、S D四七五〇出土、城二二―三四頁下）

余戸白米一石

長さ九四mm・幅一九mm・厚さ三mm ○三三型式

白米の荷札。長さ一〇cmに満たない小型の木簡だが、上端部分を丸めるような加工が施され、下端は約九〇度に尖らせている。

実物木簡とレプリカ2—長屋王邸の奴婢のIDカード

(一九三三E, S D四七五〇出土, 京二一九九二)

本、
縄万呂

長さ九〇mm・幅一七mm・厚さ三mm ○一型式

一見、用途不明に思われる木簡だが、個人識別IDカードとして使われたものと考えられている。右端に印される三つの点は「画指」と呼ばれるもので、「縄万呂」の指の間節の位置を示している。指をあてがい、節が画指にぴったり合えば、その人物が縄万呂と証明される、という具合である。一番上に小さく書かれる「本」は、指の根元の意。照合する際の向きを示す。

また、意図は不明ながら、下端は表面が削り取られた立体的な形状を呈している。一方、上端の切り込みは加工が粗く、左右で位置や大きさが異なる。

「余戸」は余戸里（または郷）の意味と思われる。国・郡の下位に位置する地方編成単位「里」（靈龜三年（＝養老元年、七一七）以降は「郷」）は、徴税や兵士徴発の便宜のために、人工的に五十戸ごとに編成されていた。ただ、その方法ではどうしても端数が出ることもあり、その「余った」戸が余戸里として編成されることがあった。64は長屋王家木簡であり、長屋王の封戸の中に某国の余戸里が含まれていたことを示すと思われる。

71 複数片に分割した木簡2—食料支給に関わる木簡の断片

(二三三E, S D四一〇・一二五〇出土, 京二二五五六)

〔表〕 □取□□□□ □一升□□□□
〔裏〕 □□□□ □□□□

長さ(九二九三)mm・幅(三三)mm・厚(五)mm ○五一型式

現状では三片に分かれており、しかも（上から数えて）第二片と第三片は直接には接続しないが、同一簡とみられる。記載内容は判然としないが、「一升」・「今料」などの文言からは、米や酒などの支給に関わる木簡である可能性が考えられる。

なお、71の樹種は、広葉樹よりもさらに珍しいマツとされる。ただし、近年出土点数が増加している韓国木簡にはマツ材のものが多くとされる。日本古代の木簡にヒノキ材が圧倒的に多いのは、建築部材の端材が利用されたことが一因と考えられている。一方、韓国木簡にマツ材が多い理由は現地の植生との関わりが考えられるが、日本と異なり木簡のためにわざわざ材を採取したのかなど、詳細は不明な部分が多い。

74 年紀のない木簡2—粉米の支給伝票

(一九三三E, S D四七五〇出土, 京二一九九二)

〔表〕 粉米一升受酒津女〇
〔裏〕 七月十六日石角〇

長さ一八三mm・幅二七mm・厚さ三mm ○一型式

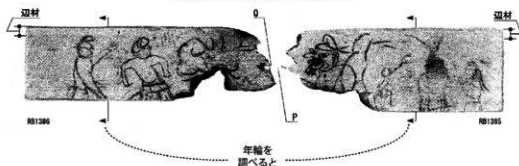
長屋王家木簡。「酒津女」という女性を受取人として「粉米」を支給した際の伝票木簡と思われる。下端（または上端）に孔が穿たれるのは、伝票木簡に多く見られる特徴。裏面の「石角」

は支給担当者の名前。一日単位の物品をやり取りする日常的な場面で用いられた木簡のため、月・日は記されるが、年紀は省略されている。

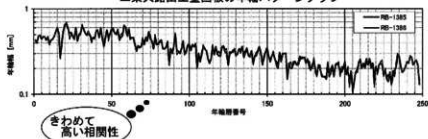
長屋王家木簡中には、他にも「粉米」の支給伝票がある（Ⅲ期展示15の「糯粉米」など）。興味深いのは、「綾粉米」（城二―一三頁上）や「御服粉米」（城二―一五頁下）などが見られることである。ここから、粉米は食料ではなく繊維製品関連の何らかの工程で用いられたとみられ、糊としての使用の可能性などが考えられる。受給者に女性が多いのも、あるいはその用途に関係するかもしれない。

（参考品紹介）

二条大路出土墨画板の赤外線写真



二条大路出土墨画板の年輪パターングラフ



さらに…断片部の形制の類似性から、

写真PとQの部位で接合し、本来は1枚の墨画板であった可能性を示唆している。

『奈良文化財研究所紀要2014』図1-47、48より
「平城京二条大路出土墨画板のマイクロフォーカス
X線CTを用いた非破壊年輪年代調査」
（大河内隆之・黒野安治・高瀬淳成・芝康典編）

【木簡が見つかつた遺構】

SK一九一八九(展示番号4、5、6)

二〇〇八・〇九年

平城宮東方官衙で見つかったゴミ穴。東西約一m、南北約七m、深さ約一mの巨大なもので、輪郭が炭化した状況を示すことから、ゴミを焼却するための穴とみられる。ゴミの投棄と焼却を、穴を拡張しながら何度が繰り返しているらしい。

木簡は七七〇年前後の衙衛に関わるものが大部分を占めており、七七二年(宝龜三)二月に行われた称徳天皇没後の行政改革の一環としての衙衛の統廃合(外衙衛の廃止とそれに伴う舍人の近衙衛・中衙衛・左右兵衛衛への分配「続日本紀」宝龜三年二月丁卯(十六日)条)に伴う造営工事のゴミ処理施設とみられる。木簡は削屑が中心であるため、土ごとコンテナに入れて整理室に持ち帰り順次洗浄作業を進めているが、最終的に数十万点に達する可能性がある。また、木簡以外にも、食物残渣、炭、造営部材やその端材・はつり屑、楡皮、さまざまな植物や昆虫類など、膨大な量のさまざまな遺物が日々洗浄作業によつて確認されつつある。

なお、SK一九一八九は焼却土坑としては平城宮で初めての発見となつたが、周辺には同様のゴミ穴が他にも多数あることが確認されている。これらのゴミ穴より新しい建物も見つかったというから、造営工事終了後には埋め戻され、再び役所の建物用地として利用されたことがわかる。

SD三三四・OSD二二五〇(展示番号12、13、50、71)

一九六六年

SD三三四一〇は、平城宮跡東院と東方官衙の間の宮内南北道路の西側溝。幅三・四m、深さ〇・五m。小子門以南は東面大垣内側(西側)に沿つて流れ、宮東南隅で西から東西溝SD四一〇〇を合わせたあと、南面大垣を暗渠で抜け、二条大路北側溝SD二二五〇に合流する。SD二二五〇は、SD三三四一〇との合流後さらに東流し、東面大垣東側の東一坊大路西側溝SD四九五一に注ぎ込む。複数の溝が錯綜すること付近は、平城宮東部の排水が集まる地域であり、上流部から流れ下つてきたものも含まれる。従つて、有数の木簡出土地になっている。このうち木簡12、13、50、71

が出土したSD三三四一〇とSD二二五〇の合流点のよどみからは、計二四三点(うち削屑一八六六)の木簡が出土した。

SD四九五一(展示番号18、53)

一九六七

東院西辺の排水を集める溝で、小子門の西側から宮外へ出て、東一坊大路の西側溝となる。幅一・三m、深さ〇・九m。二条大路北側で西から流れてくる二条大路北側溝SD二二五〇を合わせた、さらに京内を南流する。京内の道路側溝としては最も多くの木簡が出土しており、宮近辺だけでなく、七条でも千点規模の木簡の出土が知られる。18は二条大路を横切る部分で、53は小子門北西の平城宮内部分で出土した。

SD四一〇〇(展示番号19、34、39、40、45)

一九六六年

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東面大垣内側の南北溝SD三三四一〇に合流する。木簡は、式部省の勤務評定に関わる削屑が大半で、養老・神龜年間(七二七・七二九)から宝龜元年(七七〇)のものを含むが、養老・神龜年間のものは南面大垣を横断する南北溝SD二一六四〇と二連の遺物とみられ、SD四一〇〇の木簡は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝龜年間(七七〇・七八一)頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡も、僅かに含まれる。木簡は約一万三千点(うち削屑約一万二千点)出土した。

大極殿院東南隅外側整地土(展示番号23、26)

一九七四年

第一次大極殿院東南隅と内裏外郭西南隅に挟まれた谷部に施された整地土。木簡は造営直前の地表面と整地土との間に堆積した建築用材の破片やはつり屑、楡皮などとともに、二二二点(うち削屑一四二点)出土した。

SK八二〇(展示番号33)

重要文化財 一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約二・三m。天平十七(七四五)年の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平十九(七四七)年頃に

埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。平城宮跡内裏北外郭出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に指定されている。(七八五点(うち削屑九五二点))。

SD三〇三五(展示番号29)

一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すために役所の西辺に位置をずらしながら何度が掘られた南北溝の一つ。幅約〇・七m、深さ約〇・二m。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。敷地内では奈良時代を通じて淀み状に広がり、ゴミも投棄されて湿地状を呈していたとみられる。

SD一六四〇(展示番号46)

一九八四年

平城宮南面大垣東端から五〇mの位置で、南面大垣を横断する幅三・五m、深さ〇・八mの南北溝。北端は大垣内側の東西溝SD四一〇〇に接続し、南面大垣を抜けたあと、二条大路北側溝SD一二五〇に合流する。溝の埋土の上に大垣本体が築かれているが、暗渠などの痕跡はないから、溝が機能していた時期にはこの部分の南面大垣は分断されていたことになる。木簡は一一七一点(うち削屑一〇三〇点)出土した。霊龜二年(七一六)から神龜五年(七二八)までの年紀のある木簡を含み、神龜年間以降の早い時期に埋め立てられたと考えられる。南面大垣の造営・改修などの過程についてはなお問題が残る。

SD五一〇〇(展示番号56、59)

二条大路木簡 一九八八・八九年

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮、旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた溝状の遺構のうち、皇后宮の北門から八坪北辺築地塀に沿って二条大路南端に掘られた遺構。幅二・六m、深さ〇・九m、総延長約二二〇m。

SD四七五〇(展示番号64、68、74)

長屋王家木簡 一九八八・八九年

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿って掘られた南北溝状の

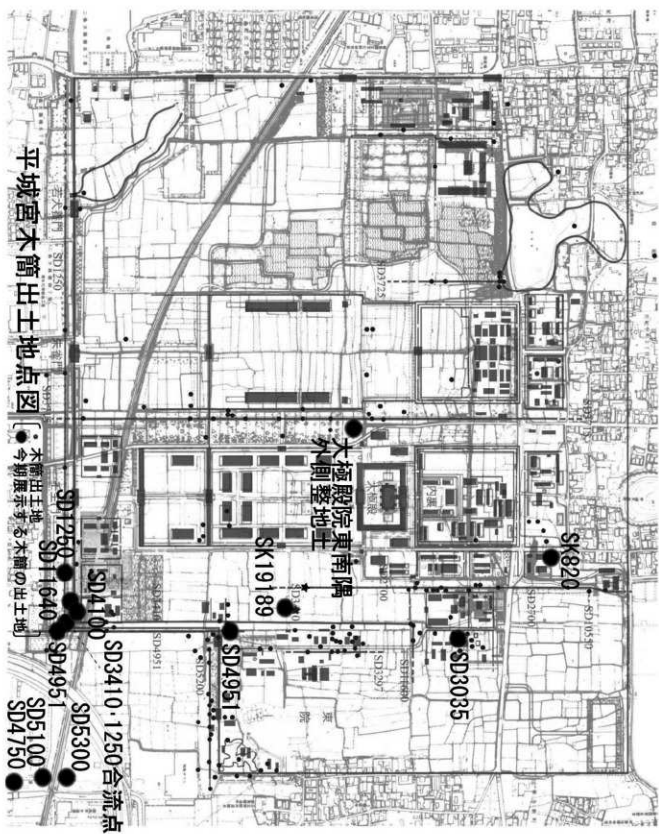
ゴミ捨て土坑。幅三m、深さ一m。総延長は約二七・三m。平城遷都からまもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた霊龜二年(七一六)後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

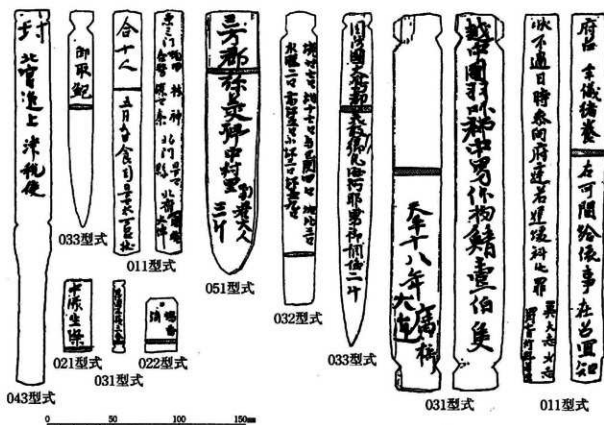
SD一二五〇(展示番号63)

一九八四年

平城宮南面の二条大路の北側溝。平城宮南面大垣から堀地をはさんで南一二mの位置にある東西溝。63は、平城宮南面東門である壬生門から宮東南隅に至る部分から出土した。この地域のSD一二五〇は、幅約四m、深さ約〇・九mの素掘り溝で、一部には護岸の杭の打たれている部分もあった。この地域では九九点(うち削屑五一一点、なお、南面大垣を横切ってこの溝に合流するSD一六四〇との合流点部分の点数を含む)の木簡が出土している。

(史料研究室)





- 011 型式 短冊型。
- 011 型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。
- 011 型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。
- 011 型式 小型矩形のもの。
- 011 型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの。
- 011 型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方があつた。
- 011 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。
- 011 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を失はせたもの。
- 011 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。
- 011 型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの。
- 011 型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みを入れたもの。
- 011 型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの。
- 011 型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。
- 011 型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。
- 011 型式 用途の不明な木製品に墨書のあるもの。
- 011 型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。
- 011 型式 折損、腐蝕その他によつて原形の判明しないもの。
- 011 型式 削屑。

木簡の型式分類とその説明